

日本ウェルネススポーツ大学（旧利根中学校跡地）第1グラウンド使用規程

第1条 本規程は、日本ウェルネススポーツ大学（旧利根中学校跡地）第1グラウンド（以下「第1グラウンド」という。）の適正かつ円滑な使用を図るため、必要な事項を定めたものである。

第2条 本規程は、第1グラウンドを日本ウェルネススポーツ大学（以下「大学」という。）の活動に支障のない範囲において、開放することにより、地域のスポーツ活動及び福祉活動に寄与することを目的とする。

第3条 使用できる者は、利根町所属団体（利根町体育協会所属団体等）及び利根町在住、在勤者に限る。

第4条 使用の目的は、次のとおりとする。

- (1) 利根町所属団体（利根町体育協会所属団体等）及び利根町在住、在勤者によるスポーツ活動
- (2) 利根町の主催するイベント、行事等
- (3) その他、使用の目的が適当とされるもの

第5条 使用の種目は、第1グラウンドでの実施が適当とされるものであること。

第6条 使用可能日と使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用可能日は、原則、毎月第1・第3日曜日とする。ただし、大学が第1グラウンドの使用を認めた場合は、この限りでない。
- (2) 使用時間は、午前9時から午後6時までとし、使用時間には準備、後片付け、整備、清掃等の時間を含むものとする。

第7条 使用手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 使用手続き期間は、使用したい月の前月の第1月曜日から使用日の10日前（ただし、土日祝日、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時）とする。
- (2) 使用の手続き場所は、大学事務局とし、所定の用紙に必要事項を記載して提出する。なお、使用手続き後の使用許可書の交付により、使用手続き完了とする。
- (3) 利根町の主催するイベント、行事等の場合は、この限りではない。
- (4) 利根町所属団体（利根町体育協会所属団体等）が使用する場合は、この限りではない。

第8条 使用の条件は、次のとおりとする。

- (1) 使用料は無料とする。
- (2) 取消しをする場合は、使用日2日前までに大学事務局へ届け出ることとする。
- (3) 雨天等による使用可否は、使用者が判断する。
- (4) 同一時間帯において複数の団体が共同使用する場合は、使用団体相互で調整をする。

- (5) 使用者は、使用後に使用場所の整備、清掃等を実施する。空き缶、ゴミ等は持ち帰ること。
- (6) 大学構内（校舎、体育館等）に立ち入らないこと。
- (7) 第1グラウンド内での盗難、事故等について、大学は一切の責任を負わない。
- (8) その他、管理運営上の指示に従うこと。

第9条 遵守事項については、次のとおりとする。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意し、施設内での喫煙は禁止する。
- (3) 他人及び周辺住民に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 他人及び周辺住民に危害を及ぼし、または迷惑となる恐れがある物品等を持ち込まないこと。
- (5) 施設、設備等は大切に使い、異常があった場合は、速やかに大学事務局に連絡すること。
- (6) その他、管理運営上の指示に従うこと。

第10条 使用の取消しについては、次のとおりとする。

- (1) 管理運営上の指示に従わない場合
- (2) 団体としての秩序、規律が乱れている場合
- (3) 使用手続き内容に虚偽、または大幅な相違があり、大学事務局が不相当と認めた場合
- (4) 故意に施設、設備等（大学施設、設備等を含む。）を滅失、または損傷させた場合
- (5) その他、管理運営上支障がある場合

第11条 損害賠償については、第1グラウンドを使用した者が施設、設備等（大学施設、設備等を含む。）を滅失、損傷させた場合、直ちに大学事務局に報告し、その損害を賠償しなければならない。

第12条 その他、本規程に定めのない事項、または本規程に関し、疑義が生じた場合は、町と協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日（一部改正）から施行する。